

指定放課後等デイサービスばわふる重要事項説明書（保育所等訪問支援）

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者名称概要

名 称	株式会社ステキバリエーション
法 人 所 在 地	岐阜県高山市国府町名張 1588 番地
電 話 番 号	0577-72-3061
代 表 者 氏 名	代表取締役 水谷 将章
設 立 年 月	平成 26 年 2 月 4 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	保育所等訪問支援
事業所の名称	放課後等デイサービス ばわふる
事業所の所在地	岐阜県高山市国府町名張 1588 番地
連 絡 先	電話：0577-72-3090 FAX：0577-72-3091 携帯：080-4334-4379
管 理 者 氏 名	谷口 美由紀
児童発達支援 管理責任者	谷口 美由紀
指 定 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	2152700122

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	株式会社ステキバリエーション（以下、「事業者」という。）が行う児童福祉法に規定する指定保育所等訪問支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指導員及び保育士（以下、「指導員等」という。）が給付決定にかかる障がい児（以下、「児童」という。）に対し、適正な保育所等訪問支援事業を提供することを目的とします。
運営方針	① 事業所の訪問支援員等は、将来的な児童の発達の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に過ごせるよう、そのために今どのような支援が必要なのかという視点を持ち、障がいのある子どもや、またその疑いのある子どもに対し、個々の障がいの状態及び発達の過程・特性に配慮した支援を行います。 ② 事業所の訪問支援員等は、利用する児童の意思及び人格を尊重し、常に利用する児童の立場に立ってサービスを行います。

	③ 事業の実施に当たっては、家庭や地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、訪問先機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 ④ 前三項の他、法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定保育所等訪問支援を提供するものとします。
--	--

4. 通常の事業の実施地域

旧高山市・飛騨市

5. 営業時間とサービス提供時間

営業日 及び 営業時間	月曜日から金曜日までとします。ただし、国民の祝日、毎年 12 月 31 日～1 月 3 日までを除きます。 8：00～17：00
サービス提供時間	8：00～17：00

6. 職員の体制

職種	業務内容
管 理 者	1 名（常勤兼務） 管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定保育所等訪問支援事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理 責 任 者	1 名（常勤兼務） 児童発達支援管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行います。
訪問支援員	作業療法士 1 名（非常勤兼務）、保育士 1 名（常勤兼務） 訪問支援員は、利用者に対して、個別支援計画に基づき訪問等による支援を行います。

7. 施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下の通りです。

指導訓練室	1 室	相談室	1 室
多目的トイレ	1 室	保育室	1 室

8. サービスの内容

- (1) 利用者に対する直接支援
- (2) 訪問先機関に対する間接支援
- (3) 保護者への報告
- (4) 関係機関と連携
- (5) 相談、助言に関すること

※全てのサービスは「保育所等訪問支援個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し説明を行い、利用者の同意をいただき

ます。

9. 利用料金

(1) 障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によります。通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

利用者負担額として児童の保護者等から徴収した額以外については、各市町村から代理受領するものとします。(※負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。)

※ 障害児通所給付費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、障害児通所給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に障害児通所給付費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

(2) 事業者は、上記(1)の利用者負担額の支払いを受けた場合は、利用児童の保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、利用児童の保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。

(3) 次に定める費用については、利用児童の保護者から徴収するものとします。

事業者は、通常の事業の実施地域以外で、最短距離での走行距離が20km圏外の場合、交通費として、以下の通り、実費を徴収するものとする。

片道1人1回 100円 ※以降10km毎に100円

(4) 利用料金は、1ヵ月ごとに計算して請求しますので、サービス利用月の翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ① 当事業所の窓口で現金支払い
- ② 指定口座への振込み

10. サービスの中止について

(1) 訪問日は、訪問先機関との調整の上、決定します。訪問日前に事業所よりご連絡致しますので、利用者が体調不良等の理由でサービス利用の中止をする際には、速やかにお知らせください。

(2) 事業所または訪問先機関のいずれかの地域において気象警報が発令された場合、もしくは何らかの事情により訪問ができない場合には、サービスの中止をさせていただきます。

(3) サービス利用の変更・追加は、その月の利用状況により、他の利用可能な日時を利用者や訪問先機関に提示する等の必要な調整をいたします。

11. サービス利用に当たっての留意事項

受給者証の確認

「受給者証」の住所など、記載内容の変更や更新があった場合はできるだけ速やかにお知らせください。

12. 虐待の防止について

事業者は、児童及びその保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 谷口 美由紀
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

13. 緊急時の対応

現に保育所等訪問支援の提供中に利用児童の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 緊急連絡先※アセスメントシートによる
- (2) 事業所の協力医療機関

医療機関名	垣内医院	診療科	内科
所在地	岐阜県高山市国府町広瀬町 9 5 5 - 1		
代表者	垣内 晃	電話番号	0577-72-4561

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い年に 2 回以上、避難・防災訓練を利用者全員で行います。
防火管理者	藏坪 裕泰

15. ご利用者様の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、児童の記録や情報を適切に管理し、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の 10 : 00 ~ 17 : 00 です。

16. 秘密の保持

職員は、業務上知り得た児童又はその家族の秘密を保持します。また、事業者は職員であった者に業務上知り得た児童又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

17. 苦情・要望の受付について

- (1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	管理者：谷口 美由紀
	苦情解決責任者	管理者：谷口 美由紀
	受付日	月曜日から金曜日。土・日・12月30日から1月3日までを除く。
	受付時間	9 : 00 ~ 17 : 00
	電話番号	0577-72-3090
	FAX番号	0577-72-3091

また、苦情受付ボックスを事務所前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は岐阜県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

高山市役所 福祉部 子育て支援課	所 在 地	高山市花岡町 2 丁目 18 番地
	受 付 日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、年末年始を除く。
	受 付 時 間	8 : 30～17 : 15
	電 話 番 号	0577-35-3140

18. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、児童の家族等及び、県・市町村に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

年 月 日

指定保育所等訪問支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名称：放課後等デイサービス ばわふる

管理者名：谷口 美由紀

説明者名：

印

私は、本書面に基づいて事業者から指定保育所等訪問支援の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用児童保護者住所：

利用児童保護者氏名：

印

続 柄：